

# 船舶事故調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月2日 11時56分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島西南西方沖 筑前大島灯台から真方位249° 5.6海里付近 (概位 北緯33° 52.6′ 東経130° 18.3′)
事故の概要	漁船第一幸漁丸は、南進中、また、プレジャーボート福竜丸は、 漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一幸漁丸、3.1トン FO3-31731（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 福竜丸、5トン未満（長さ6.34m） 290-43087福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 操舵室上部に損壊、左舷船首部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大島の西南西方沖を約10ノットの対地速力で南進した。 船長Aは、船首部甲板上の構造物及び船首浮上によって生じる船首方の死角を補うことを目的とし、手動操舵によってA船の船首を左右に振りながら航行していたところ、衝撃を感じてB船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、パラシュート型シーアンカーを船首から投入し、釣りをしながら漂流していた。 船長Bは、B船に向けて接近するA船が僅かに右転したので、B船を避けて航行するものと思い、漂流を続けていたところ、A船が再びB船に向けて接近する態勢となったことに気付き、A船に対して両手を振りながら大声を出し、船外機を始動して後進一杯としたが、A船と衝突したことを認めた。
分析	A船は、南進中、船長Aが、船首方の死角を補う目的で船首を左右に振りながら航行していたものの、船首の振り幅が十分でなかったことから、前路で漂流中のB船が死角の範囲内に留まる状況となり、B

	<p>船の存在に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、A船が僅かに右転したのでB船を避けて航行するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方の死角を補う目的で船首を左右に振りながら航行していたものの、船首の振り幅が十分でなく、また、船長Bが、衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首浮上等によって船首方に死角を生じる船舶においては、死角となる範囲を把握した上、同死角を十分に補うことができる見張りを行うこと。</li> <li>・ 漂流中においても、接近する他船の動向に注意し、必要に応じて適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。</li> </ul>